

## 千葉県労働相談センター

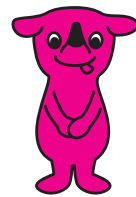
会社やアルバイト先の労働時間、賃金、パワハラ・セクハラ、解雇などでお悩みの皆さん、一人で悩まず、**千葉県労働相談センター**に御相談ください。※事業者からの相談もお受けします。

休みを  
もらえない。

残業代を  
払ってくれない。



職場で悩んだら  
相談したって  
いいじゃない？



千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」

## 千葉県労働相談センター

労働問題全般の相談のほか、高度に法的な問題は弁護士による相談、心の健康に関しては、メンタルヘルスの専門家による相談を実施しています。

千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎2階 電話 043-223-2744

<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/soudan/roudoukankei/roudousoudan.html>

千葉県 労働相談センター

検索

インターネット相談は、  
こちらから↓

(スマートフォン用)



(パソコン・  
携帯電話用)



# 千葉県労働相談センターに御相談ください！

相談種別	内容	相談員	方法	時間
一般労働相談	労働問題全般	専門相談員	来所	月～金 9:00～17:00 ※夜間来所相談も実施しています。(月1回) <b>予約制</b> 詳細は、県ホームページ「千葉県労働相談センター」のページをご覧ください。
			電話	月～金 9:00～20:00
弁護士相談	高度に法的な労働問題	弁護士	来所	毎月第1・3金曜日 13:00～15:00 ※1人につき30分 <b>予約制</b>
メンタルヘルス相談	不安やストレスなど心の問題	臨床心理士	来所 又は 電話	毎月第4水曜日 17:30～19:30 ※1人につき1時間 <b>予約制</b>
インターネット労働相談	労働問題全般	専門相談員	インターネット	24時間365日受付 ※「千葉県ホームページ」の「ちば電子申請サービス」から御利用ください。10開庁日後を目途に回答いたします。

御相談・御予約は、千葉県労働相談センターまで！(TEL 043-223-2744)

## 御利用ください！千葉県労働委員会のあっせん



働いているみなさん、こんな職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働委員会では、労働者と使用者との間で生じたトラブルを労働委員会のあっせん員が、公正・中立な立場で当事者双方の主張を確かめ、歩み寄りを促すことによって、解決のお手伝いをします。

手続は簡単で迅速、費用は無料、秘密は厳守されます。

詳しくは、千葉県労働委員会（千葉県庁南庁舎7階） **TEL 043-223-3735** [千葉県労働委員会](#) [検索](#)

## お問合せ先

◆**千葉県労働相談センター**  
労働問題全般の相談  
県庁本庁舎2階  
TEL 043-223-2744

◆**千葉県労働委員会**  
あっせん手続きの利用  
県庁南庁舎7階  
TEL 043-223-3735



JR 内房線・外房線 本千葉駅下車 徒歩5分

京成電鉄 千葉中央駅下車 徒歩8分